

資料編

1	豊見城市の概況	150
1-1	市の沿革	150
1-2	自然条件	151
1-3	社会経済等の状況	152
2	計画策定の経緯	159
3	第4次総合計画策定方針	162
4	市民会議名簿	166
5	振興計画審議会名簿	166
6	振興計画審議会に関する規則	167
7	振興計画審議会への諮問文	168
8	振興計画審議会からの答申文	169

1 豊見城市の概況

1-1 市の沿革

(1) 間切時代

琉球の歴史書「球陽」によれば、14世紀の前半に沖縄本島で三山の対立が明確になったとき、南山王に従った地方の中に「豊見城」の名が記されています。南山王の従弟汪応祖（ワンオウソ）によって「漫湖」を眺望する丘陵地に築かれたグスクを「とよみ^{ぐすく}城」と美称したことに由来し、時代の変化とともに「とみぐすく」と呼ばれるようになったといわれています。豊見城は中山に対する南山の要衝地として重要な位置を占めており、地名の由来をもつ「豊見城グスク」をはじめ、各所に城塞が築かれました。当時の豊見城間切は、現在の市域以外に那覇市、糸満市、八重瀬町の一部をも含めた大きな領域をもつものでした。

豊見城市域の村々は明治5（1872）年に琉球藩、明治12（1879）年には廃藩置県により沖縄県の所管となりました。その後、明治29（1896）年から11年間で郡区が編成され、区及び間切に特別の自治機関が設けられると、豊見城は「島尻郡」に所属することとなりました。明治30（1897）年には沖縄県間切島吏員規則が公布され、豊見城間切番所は豊見城間切役場と改称されました。

(2) 村制の施行と沖縄戦への突入

明治41（1908）年、島嶼町村制により間切・島が村（そん）に、村（むら）が字と改称されると、豊見城間切の豊見城・地覇・志茂田・座波名・喜久嶺・保栄茂・翁長・高良・高入端・良長・真嘉部の11字をもって「豊見城村」が誕生しました。大正9（1921）年には一般市町村制が施行され、近代的な町村自治が開始されました。明治から大正の豊見城は、政府が糖業の奨励政策をとっていたこともあり、純粋な農村としてサトウキビなどの栽培に取り組みました。

昭和16（1941）年12月に太平洋戦争が開戦すると、昭和20（1945）年4月1日には米軍の本島中部への上陸により沖縄戦が本格的に始まります。5月下旬、戦線の南下に伴い、村内に留まっていた住民も大部分が島尻南部へと避難しましたが、激しい弾雨の中をさまよひ、多くの人命が失われました。沖縄戦で日本海軍司令部壕が築かれた豊見城では、日本海軍沖縄方面根拠地隊が米軍との戦闘の中で全滅し、村内は焦土と化しました。この時、真玉橋や豊見城城跡など古くから伝わった多くの文化財も失うこととなりました。

(3) 戦後の復興と急速な都市化

昭和20（1945）年8月にわが国は降伏し敗戦を迎えます。灰じんに帰してしまった本市ですが、住民たちは、それぞれがかつて暮らした地に戻り、生活の再建に向けての努力を開始します。そして、本土復帰までの27年間を、米軍の占領地下の中で村の復興にまい進しました。

戦前、県内最大の野菜産地の一つであった本市も、昭和47（1972）年の本土復帰をきっかけに、大きく変容します。那覇市を中心とした中南部への人口集中に伴い、那覇市から近隣市町村へ密度の低い市街地が拡大していきます。本市においても、昭和40年代から50年代にかけて、豊見城団地や上田団地、渡橋名団地などの建設にみられる大量の住宅供給を中心とした都市開発が行われ、急速な都市化と人口の増加がみられました。

一方で急速な都市化は、スプロール化（無秩序な開発による低密度な市街地の拡大）や住・商・工の

用途が混在した市街地を生じさせるとともに、都市の核となる中心市街地の形成に課題を残すこととなりました。そのため、本市の顔としての都市機能核の形成と、さらなるスプロール化の抑制を目的として、村役場が立地し、消防署やJA、商業業務施設などの公共公益施設が集積した上田交差点周辺地域（豊見城・宜保・中心市街地）において土地区画整理事業が計画されました。

(4) 財政難の打開とさらなる都市成長

平成2年（1990年）、わが国はバブルの崩壊を迎えました。景気後退や地価下落など、社会経済状況が劇的に変化する中、全国の地方自治体と同様、本市も深刻な財政難に直面し、平成11（1999）年には「財政非常事態宣言」を発するに至りました。その後、本市は行政改革に取り組み、一定の成果を上げたものの、中心市街地土地区画整理事業については、財政上の理由による計画見直しに際し、地権者の合意形成が困難になったことから平成21（2009）年3月に中止となりました。

一方で、豊見城及び宜保土地区画整理事業や、住居施設と観光・リゾート・商業施設などが調和した豊崎地区における事業などが調順な進展をみせ、平成12（2000）年までに本市は人口5万人規模に発展しました。平成14（2002）年には市制施行を果たし、現在においても新規企業の進出や新たな住宅建設などにより、その成長力は高い水準を維持し続けています。

1-2 自然条件

(1) 位置と地勢

本市は、北緯26度10分、東経127度40分の地点にあって沖縄本島南西部に位置しています。最高地点である108.6mの高嶺丘陵域をはじめ、嘉数丘陵域、豊見城丘陵域、これら間に広がる平地部とで構成され、西は東シナ海に面し、北は那覇市、東は南風原町及び八重瀬町、南は糸満市と接しています。県都那覇市とは国道331号で結ばれており、那覇空港からは車で15分ほどとなっています。また、市内には「豊見城インターチェンジ」及び「豊見城・名嘉地インターチェンジ」があり、本県を縦断する「那覇空港自動車道」へのアクセスも容易となっています。

面積は19.45k㎡で、沖縄県面積の0.85%を占めています。野菜や果樹を中心とした農業生産地域と都市近郊住宅地の性格を有する都市です。

亜熱帯海洋性気候に属し、黒潮の影響を受けるため四季を通じて温暖多湿です。熱帯性及び温帯性植物が多く生育する環境となっています。台風の主要進路にあたる「台風常襲地帯」となっており、猛烈な暴風雨による被害を多く受けることも少なくありません。

(2) 豊見城市の自然

本市は、市土の東側一体に緩やかな起伏をもつ3つの丘陵に囲まれ、その間をぬうように長堂川、饒波川が流れ国場川に合流し、また、保栄茂川が沿岸域へと流れています。

こうした緩やかな丘陵と各河川水系を中心とした森林、原野、肥沃な土壌に恵まれた農用地がなだらかに沿岸域へと広がり、丘陵域から農用地にかけて「緑の帯」となっています。

豊見城丘陵には、かつて琉球三山分立時代の城塞として築かれた「豊見城グスク」があり、ヤブニッケイやハマユビワ、オオバギといった樹種を中心とした自然林の豊かな緑に包まれています。その眼下には「国場川」を水系とした「漫湖」が広がり、河口付近にはメヒルギやヤエヤマヒルギなどのマングローブをはじめとする豊かな熱帯・亜熱帯植物が群生しています。この一帯は、湿地保全を目的とした国際

条約である「ラムサール条約」（「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。）に登録されている（1995年5月）極めて貴重な湿地帯となっています。東シナ海沿岸には、約2～3kmにわたる遠浅の「イノー礁池」が発達した海岸があり、その沿岸にある緑に覆われた小高い瀬長島は、スポーツやレクリエーションの場として、地域住民に広く親しまれる場所となっています。

本市は鳥類の良好な生息地となっており、「饒波川」や「漫湖」の干潟、瀬長から与根海岸の干潟、豊崎の干潟、河口の遊水池などの水辺に野鳥が飛来・生息しています。主に沖縄で冬を越す“冬鳥”が観察されており、貴重種であるクロツラヘラサギ、セイタカシギ、コサギ、ミフウズラ、シロチドリ、コアジサシなどが確認されています。分布範囲も広く、湿地帯を中心に、一部は河川沿いに内陸部へと及びます。これらの鳥類は、干潟に生息するゴカイをはじめとする「底生生物」などを餌としており、この底生生物が干潟に流入する有機物やマングローブの落ち葉などを栄養源とし、食物連鎖が形成されています。しかし、近年では「漫湖」周辺のマングローブの増加に伴い干潟の陸地化が進み、渡り鳥の飛来数が減少してきています。

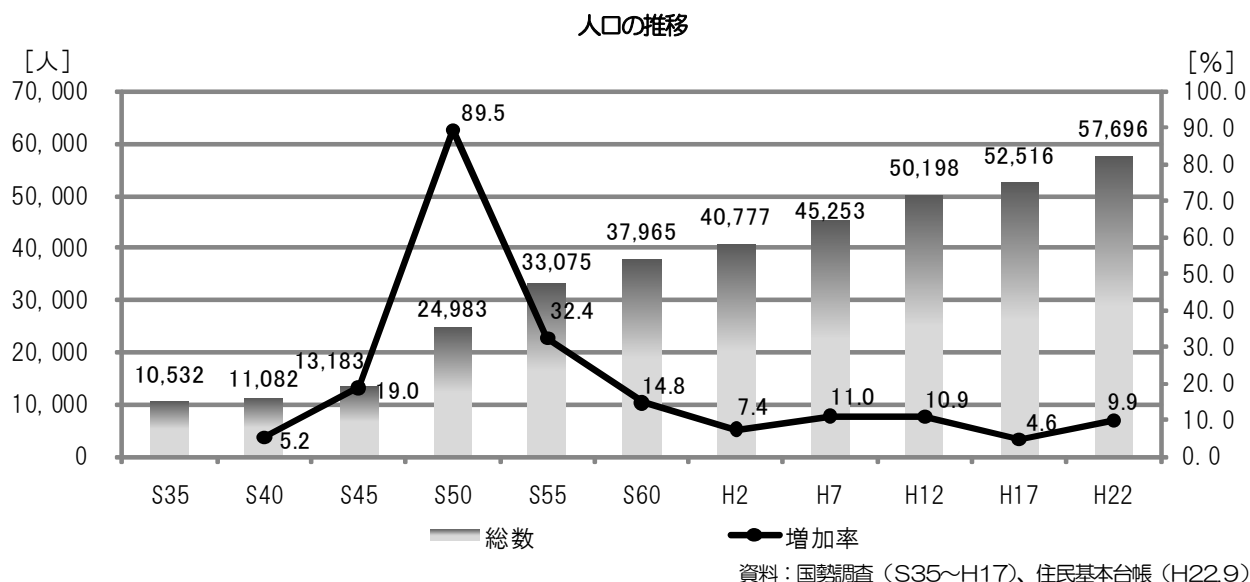
1-3 社会経済等の状況

(1) 人口と世帯数

① 緩やかな人口増の継続

本市の人口は、昭和35年以降の我が国の高度経済成長とともに、昭和40年代前半の第二次ベビーブームや、昭和47（1972）年の本土復帰、昭和50（1975）年の沖縄海洋博覧会の開催等の社会的影響を受け、豊見城団地建設などの宅地開発を進めたことで、都市圏域の拡大や人口流入により、急激な増加を見せました。

近年においては、全国的な少子高齢化の影響により人口増加率は減少しているものの、沖縄県特有の高い出生率による安定した自然増と、豊見城・宜保土地区画整理事業や豊崎地区の開発により、全国及び沖縄県の平均と比較しても、高い増加率と人口増を維持してきたことにより、本市の現在の総人口は、平成22（2010）年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696人となっています。



②単独・核家族世帯を中心とした世帯数の増加

本市の世帯数は、直近の10年間で約5,000世帯増加し、平成22(2010)年9月現在21,193世帯となっています。人口の増加率を上回る割合で増加したことで、世帯当たり人員は2.72人/世帯まで減少しています。

世帯構造からみると、平成17(2005)年度では核家族世帯が71.1%と最も多い割合を示していますが、近年では、三世帯世帯の減少と単独世帯の割合の増加がみられます。この傾向は、全国及び沖縄県全体平均の動きの方が顕著であり、核家族世帯と三世帯世帯を合計した(いわゆるファミリー世帯の)割合は本市の方が約10%多く75.8%となっています。

③他市町村と比較して非常に緩やかな少子高齢化

全国的な少子高齢化の流れは本市にもみられます。直近の10年間で年少人口は約1.1%減少し平成22(2010)年9月末現在で19.8%、老年人口は約3.4%増加し13.5%となっています。

しかし、沖縄県の平均及び全国平均と比較すると、非常に緩やかな動きとなっており、平成22年9月の全国平均と比較すると年少人口は約6.5%多く、老年人口は約9.6%少ない状況となっています。

(2) 産業構造

①労働力人口の増加と景気悪化等による完全失業者割合の増加

本市の平成17(2005)年度における15歳以上人口は総人口の79.7%を占める41,837人で、このうち、労働力人口は61.1%の25,545人、非労働力人口は36.1%の15,126人となっています。総人口の増加に伴い労働力人口も増加しており、15年間で7,699人増加しています。沖縄県平均と比較すると、老年人口の割合が少ないこともあり、労働力人口の割合が約4%多くなっています。

労働力人口のうち、88.7%を占める22,545人が就業者で、11.3%に当たる2,891人が完全失業者となっており、沖縄県平均とほぼ同水準となっています。本市においては、就業者の割合は減少傾向にある一方、完全失業者の割合は増加傾向にあり、15年間で約5%増加しています。

労働力の推移

単位：人、%

	豊見城市								沖縄県	
	H2		H7		H12		H17		H17	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総人口	40,777	100.0	45,253	100.0	50,198	100.0	52,516	100.0	1,361,594	100.0
15歳以上人口	29,063	71.3	33,992	75.1	39,247	78.2	41,837	79.7	1,106,943	81.3
労働力人口	17,846	(61.4) 100.0	21,549	(63.4) 100.0	23,901	(60.9) 100.0	25,545	(61.1) 100.0	635,849	(57.4) 100.0
就業者	16,657	93.3	19,627	91.1	21,831	91.3	22,654	88.7	560,477	88.1
完全失業者	1,189	6.7	1,922	8.9	2,070	8.7	2,891	11.3	75,372	11.9
非労働力人口	11,182	(38.5) 100.0	12,434	(36.6) 100.0	14,854	(37.8) 100.0	15,126	(36.1) 100.0	422,417	(38.2) 100.0
家事	5,305	47.4	5,724	46.0	6,553	44.1	6,432	42.5	163,362	38.7
通学	3,723	33.3	3,862	31.1	3,794	25.5	3,475	23.0	87,013	20.6
その他	2,154	19.3	2,848	22.9	4,507	30.3	5,219	34.5	172,042	40.7

※15歳以上人口には労働力不詳含む

資料：国勢調査

②第三次産業を中心とした就業者構成の確立

本市の平成17(2005)年度における産業別就業人口をみると、第一次産業が4.7%、第二次産業が14.9%、第三次産業が79.0%と、沖縄県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっています。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加しています。

業種別にみると、卸売・小売業が 19.1%と最も多く、次いでサービス業が 14.5%、医療・福祉が 11.6%と続いています。

産業別就業人口の推移

単位：人、%

	豊見城市								沖縄県	
	H2		H7		H12		H17		H17	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	16,657	100.0	19,627	100.0	21,831	100.0	22,654	100.0	560,477	100.0
第一次産業	1,451	8.7	1,304	6.6	1,150	5.3	1,072	4.7	32,873	5.9
農 業	1,387	8.3	1,227	6.3	1,083	5.0	1,015	4.5	29,609	5.3
林 業	2	0.0	2	0.0	5	0.0	-	0.0	154	0.0
漁 業	62	0.4	75	0.4	62	0.3	57	0.3	3,110	0.6
第二次産業	3,157	19.0	3,505	17.9	3,658	16.8	3,377	14.9	91,358	16.3
鉱 業	10	0.1	6	0.0	16	0.1	11	0.0	272	0.0
建設業	1,876	11.3	2,253	11.5	2,453	11.2	2,211	9.8	63,523	11.3
製造業	1,271	7.6	1,246	6.3	1,189	5.4	1,155	5.1	27,563	4.9
第三次産業	12,035	72.3	14,804	75.4	16,859	77.2	17,892	79.0	427,738	76.3
電気・ガス・水道業	85	0.5	110	0.6	136	0.6	113	0.5	3,255	0.6
運輸・通信業	1,493	9.0	1,719	8.8	1,857	8.5	-	0.0	-	0.0
情報通信業	-	-	-	-	-	-	626	2.8	12,391	2.2
運輸業	-	-	-	-	-	-	1,489	6.6	27,080	4.8
卸売・小売業・飲食業	4,075	24.5	4,995	25.4	5,497	25.2	-	0.0	-	0.0
卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	4,327	19.1	99,943	17.8
金融・保険業	556	3.3	691	3.5	680	3.1	647	2.9	11,854	2.1
不動産業	203	1.2	227	1.2	251	1.1	266	1.2	6,552	1.2
飲食店・宿泊業	-	-	-	-	-	-	1,343	5.9	45,144	8.1
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	2,639	11.6	61,690	11.0
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	1,084	4.8	30,978	5.5
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	285	1.3	6,222	1.1
サービス業	4,197	25.2	5,422	27.6	6,677	30.6	3,285	14.5	89,628	16.0
公務	1,426	8.6	1,640	8.4	1,761	8.1	1,788	7.9	33,001	5.9
分類不能	14	0.1	14	0.1	164	0.8	313	1.4	8,508	1.5

※平成 17 年度国勢調査より産業分類の変更がある

資料：国勢調査

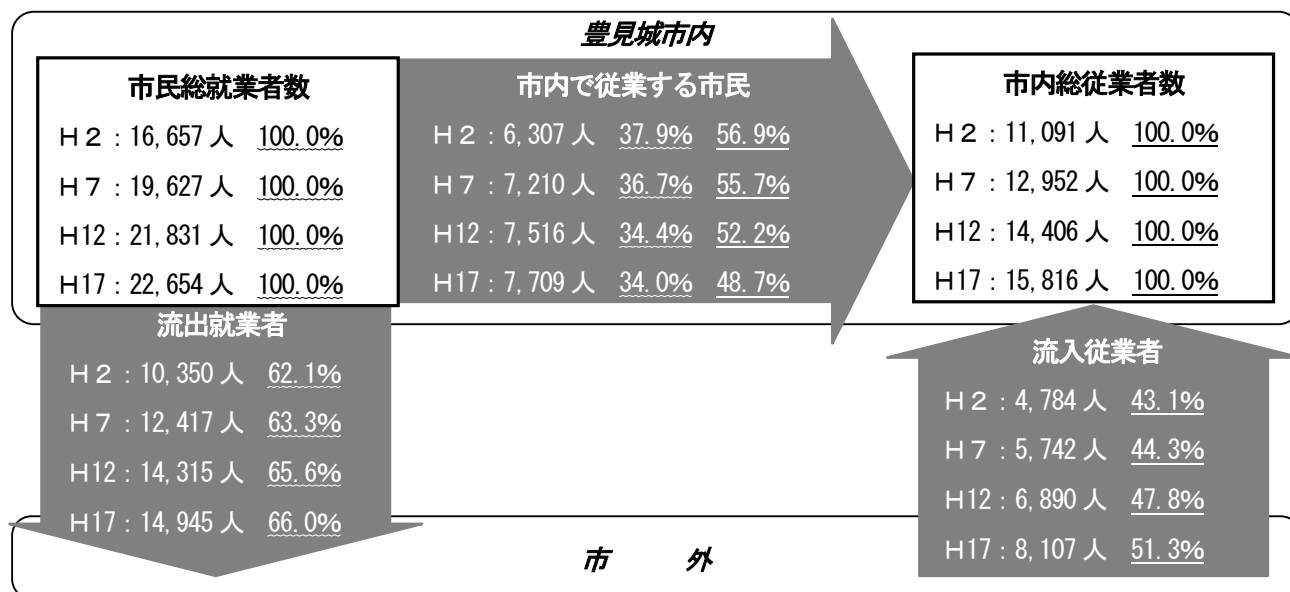
※総数には分類不能の産業を含む

③第三次産業を中心とした就業者構成の確立

本市の平成 17（2005）年度における市民総就業者数は 22,654 人と比較し、市内総従業者数は 15,816 人が少ない状況が続いています。市民総就業者うち、34.0%に当たる 7,709 人は市内で従業していますが、66.0%を占める 14,945 人は那覇市等の市外で従業する流出就業者となっています。本市の市民総就業者数の増加に伴い、市内で従業する市民も市外への流出就業者もともに増加していますが、流出就業者の増加が特に顕著で 15 年間で約 4%増となっています。

一方、市外から本市に従業する流入従業者も増加しています。平成 17（2005）年度において市内総従業者数の 51.3%に当たる 8,107 人となり、市内で従業する市民の割合を逆転するに至りました。

就業者・従業者の流動



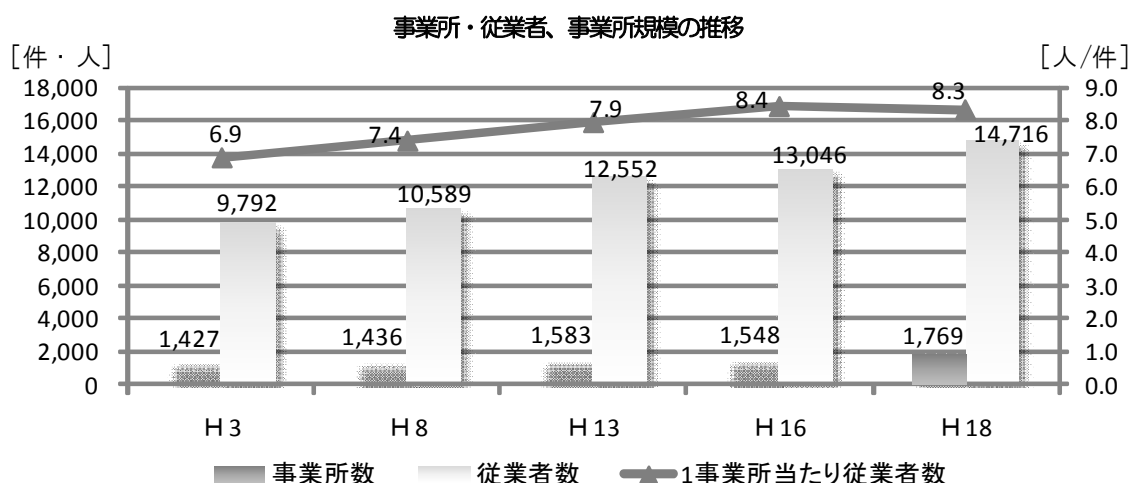
※ ____ は市民総就業者数に対する割合、 ____ は市内総従業者数に対する割合

資料：国勢調査

④豊崎地区を中心とした事業所・事業者の増加

平成 18（2006）年における民営の総事業所数は 1,769 件、総従業者数は 14,716 人となっています。豊崎地区の開発等により近年の 15 年間で総事業所数は 1.24 倍（342 件）、総事業者数は 1.50 倍（4,924 人）に増加となっており、1 事業所当たりの従業員数も増加し事業所規模の拡大がみられますが、近年はその傾向が鈍化しています。

業種別にみると、卸売・小売業が全事業所の 29.8% を占める 527 件と最も多く、次いでサービス業の 20.1%（355 件）、建設業の 12.5%（221 件）となっています。沖縄県平均と比較すると、建設業や製造業、医療、福祉、教育、学習支援業の割合が高く、不動産業や飲食店、宿泊業の割合が低くなっています。



⑤サービス業における市内純生産額の順調な増加

平成 18（2006）年における市内純生産額は 710 億 100 万円と、沖縄県全体の 2.8% を占めています。平成 11（1999）年から 99 億 5,400 円増加（沖縄県に占める割合は 0.5% 増加）し、停滞傾向にある沖縄全体の純生産額の中にあって、順調な伸びを示しています。

産業別にみると、第三次産業の割合が83.6%と大半を占めており、近年の市内純生産額の増加も第三次産業の増加によるものとなっています。また、第2次産業の割合が19.8%と沖縄県全体と比較して高いことも本市の特徴です。

業種別にみると、サービス業の割合が最も多く33.3%(236億5,400万円)、次いで建設業が15.5%(110億100万円)、政府サービス生産者が12.6%(89億1,400万円)、不動産業が12.1%(85億8,900万円)、卸売・小売業が11.6%(82億2,700万円)となっています。近年、多くの産業の純生産額が維持または減少している中、サービス業は平成11(1999)年から107億6,300万円増加(約184%増)となっています。

市内純生産額の推移

単位：百万円、%

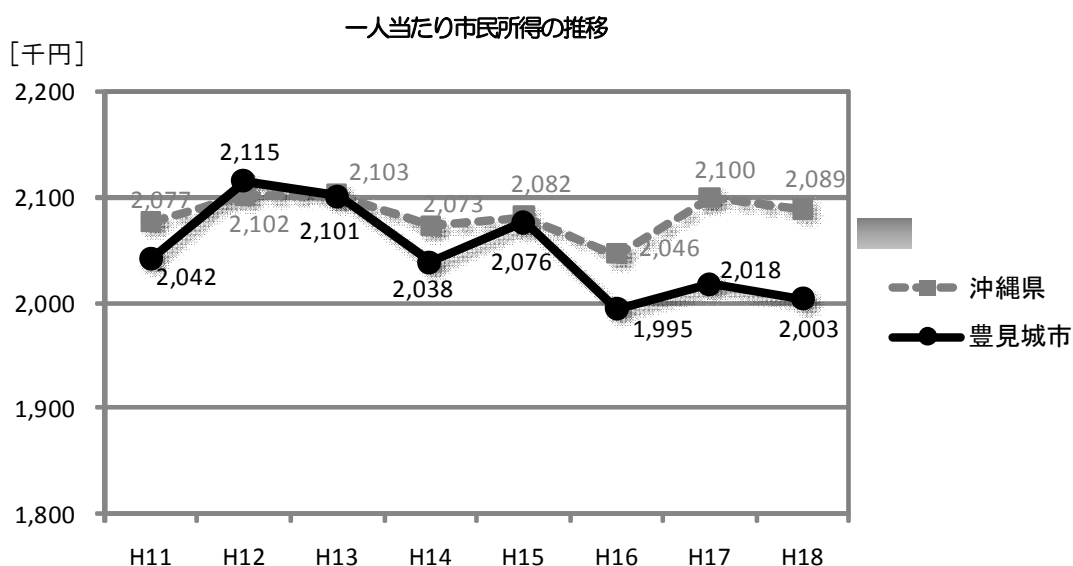
		合計			産業別構成比							
		県比率	増加率	第一次	第二次		第三次		帰属利子			
					構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
豊見城市	H11	61,047	2.3		1,810	3.0	13,855	22.7	48,445	79.4	△ 3,063	△ 5.0
	H12	63,773	2.4	1.04	1,666	2.6	13,810	21.7	51,863	81.3	△ 3,566	△ 5.6
	H13	64,978	2.6	1.02	1,305	2.0	16,171	24.9	51,719	79.6	△ 4,217	△ 6.5
	H14	65,712	2.6	1.01	994	1.5	15,131	23.0	54,002	82.2	△ 4,415	△ 6.7
	H15	66,510	2.6	1.01	1,318	2.0	14,396	21.6	55,059	82.8	△ 4,263	△ 6.4
	H16	65,740	2.7	0.99	1,621	2.5	12,736	19.4	55,467	84.4	△ 4,084	△ 6.2
	H17	67,688	2.7	1.03	1,592	2.4	12,307	18.2	58,142	85.9	△ 4,353	△ 6.4
	H18	71,001	2.8	1.05	1,836	2.6	14,029	19.8	59,392	83.6	△ 4,256	△ 6.0
沖縄県	H18	2,586,800	100.0		56,611	2.2	300,730	11.6	2,377,216	91.9	△ 147,757	△ 5.7

資料：沖縄県市町村民所得

⑥沖縄県平均を上回る減少傾向にある市民所得

平成18(2006)年における市民所得の総額は1,067億8,000万円と、沖縄県全体の3.6%を占めています。しかし、本市の就業者数は増加しているのに対し、平成11(1999)年からの市民所得の総額の推移をみると、わずかながら減少傾向にあります。

また、市民一人当たりの市民所得は200万3千円と、沖縄県平均の208万9千円の95.9%となっています。近年、沖縄県平均及び本市ともに一人当たり市民所得は減少傾向にありますが、本市の減少傾向の方が顕著となっています。



資料：沖縄県市町村民所得

(3) 土地利用の状況

①人口集中地区の高密度化と豊崎地区の開発の進行

平成 20（2008）年における本市の土地利用構成は、畑が 40%、宅地が 31%、原野が 13%、その他が 16%となっています。近年の推移をみると、農地が 6%減少し、宅地が 4%増加しています。

本市北側には、那覇都市圏の拡大により、饒波川沿い等を除き住宅用地を中心とした宅地が広く分布しています。地形的に丘陵地が多く後追いの宅地化が進行したことから、不整形な街区が多くなっています。また、幹線道路沿いを中心に比較的大規模な商業用地や工業用地の分布がみられます。

中央の丘陵地を挟んだ南側の地域や低地が広がる西側の地域は、整備された農地が広がり、地域ごとに昔ながらの農漁村集落を形成しています。

近年では、豊崎地区の埋立てによる開発が進められています。

市街地の形成状況を確認する上での指標である「人口集中地区（DID）」は、昭和 55（1980）年に豊見城団地が要件を満たして以降拡大を続けてきましたが、豊崎地区を除く市街化区域のほとんどの区域を占めるに至ったことから、拡大は止まっています。しかし、「人口集中地区（DID）」の人口増は引き続き継続し、総人口の 69.6%が居住する中、人口密度は増加しており、平成 17（2005）年度では 80.5 人/ha とやや高い状況にあります。

②「都市計画法」「農振法」による土地利用規制・誘導

本市は都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域」に含まれており、北部地域から中央付近に至る広い範囲と豊見城団地、豊崎地区に「市街化区域」が区分されています。また、「市街化区域」には建物の用途や形態等を制限する「用途地域」が指定されていますが、県道沿いや「豊崎地区」を除きそのほとんどが住居系の用途となっています。これらの区域では、豊見城・宜保土地区画整理事業等の市街地開発事業や、道路・公園・緑地・上下水道等の都市施設整備が進められています。これ以外の地域は「市街化調整区域」に区分されていますが、開発許可により散発的な宅地開発が進行しています。

「市街化調整区域」は同時に「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づく「農業振興地域」に指定されています。さらに、原則農業以外の利用ができない「農用地区域」が、土地改良事業等により整備された優良農地を確保するため指定されています。しかし、近年の開発圧力や各地域の集落拡大意向の増加等により、「農用地区域」は減少しています。

③持ち家・民営借家の増加、公営住宅等の需要拡大

平成 17（2005）年度における住宅に住む一般世帯（16,649 世帯）の住宅所有形態をみると、持ち家が 51.3%（8,538 世帯）と約半数を占め、次いで民営の借家が 32.5%（5,414 世帯）、公営・都市機構・公社の借家が 11.1%（1,843 世帯）となっています。

総世帯数の増加に伴い、近年の 15 年間で持ち家が 2,463 世帯増加し、民営の借家が 3,116 世帯増加しています。現時点では、沖縄県平均と比較して公営・都市機構・公社の借家の割合は 4.6%高くなっていますが、総世帯数の増加により需要が拡大すると予想されます。

住宅水準をみると、一世帯当たり延べ面積は 77.8 ㎡/世帯と沖縄県平均の 75.7 ㎡/世帯よりも 2.1 ㎡/世帯広くなっています。しかし、本市の一世帯当たり人員が沖縄県平均よりも多いことから、一人当たり延べ面積では 25.2 ㎡/人となり、沖縄県平均 27.6 ㎡/人と比較すると 2.4 ㎡/人狭くなります。

住宅の所有形態の推移

単位：世帯、%

			住宅に住む一般世帯					間借り	
			主世帯	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅		
豊見城市	H2	実数	10,765	10,729	6,075	1,855	2,298	501	36
		構成比	100.0	99.7	56.4	17.2	21.3	4.7	0.3
	H7	実数	12,764	12,686	7,034	2,048	3,036	568	78
		構成比	100.0	99.4	55.1	16.0	23.8	4.5	0.6
	H12	実数	15,069	14,889	7,953	2,104	4,171	661	180
		構成比	100.0	98.8	52.8	14.0	27.7	4.4	1.2
H17	実数	16,649	16,404	8,538	1,843	5,414	609	245	
	構成比	100.0	98.5	51.3	11.1	32.5	3.7	1.5	
沖縄県	H17	実数	483,193	474,470	250,228	31,263	182,223	10,756	8,723
		構成比	100.0	98.2	51.8	6.5	37.7	2.2	1.8

資料：国勢調査

住宅水準の推移

単位：世帯、人、人/世帯、㎡/世帯、㎡/人

		住宅に住む一般世帯	住宅に住む一般世帯人員	一世帯当たり人員	一世帯当たり延べ面積	一人当たり延べ面積
		豊見城市	H2	10,765	40,313	3.74
	H7	12,764	44,697	3.50	74.9	21.4
	H12	15,069	49,145	3.26	77.5	23.8
	H17	16,649	51,477	3.09	77.8	25.2
沖縄県	H17	483,193	1,326,968	2.75	75.7	27.6

資料：国勢調査

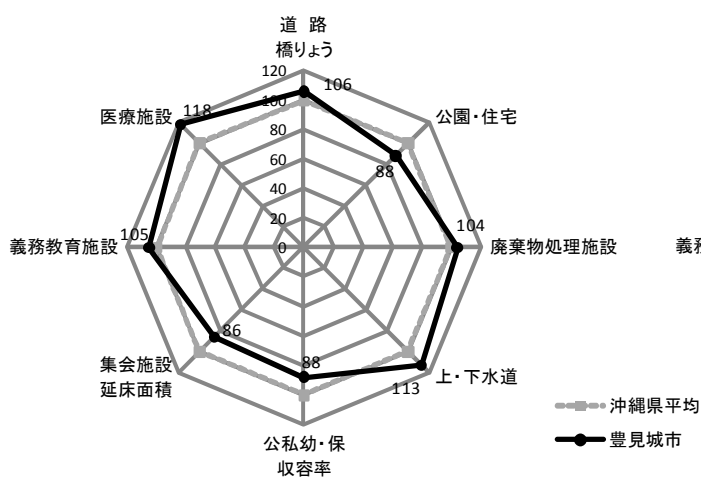
④公園・住宅、公私幼・保収容率の水準が低い

本市の公共施設整備状況を「主な公共施設の整備水準」（平成17年度）で分析します。

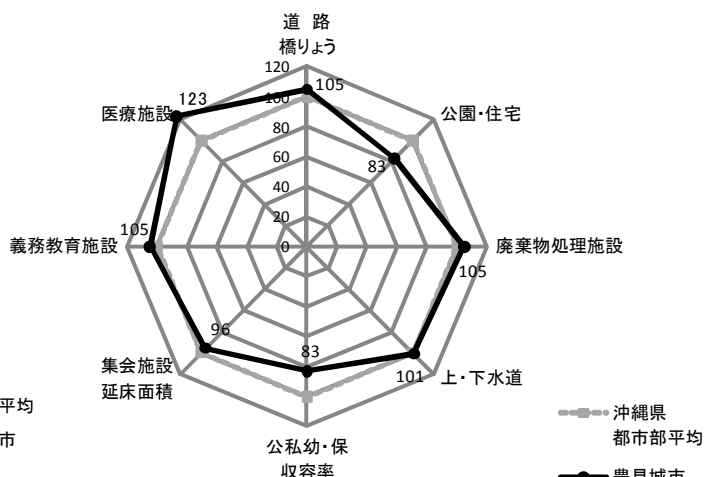
沖縄県平均と比較すると、道路橋りょう、廃棄物処理施設、上・下水道、義務教育施設、医療施設が平均を上回る水準にあるのに対し、公園・住宅、公私幼・保収容率、集会施設延床面積が平均を下回る水準にあります。

また、沖縄県の都市部平均と比較した場合、公園・住宅、公私幼・保収容率の水準の低さが顕著となります。

主な公共施設の整備水準（沖縄県平均を100）



主な公共施設の整備水準（沖縄県都市部平均を100）



資料：主な公共施設整備水準（平成17年度）

2 計画策定の経緯

		市（事務局・庁内組織）の動き	市民の動き
平成 21年	10月	第4次豊見城総合計画策定業務の開始	
	11月	業務計画 庁内評価・市民アンケート実施計画	市民アンケート
	12月	第3次総合計画 庁内施策評価	
平成 22年	1月	現況・課題の整理 基本構想の施策の大綱等の検討	第3回 市民会議 (市民アンケートを踏まえた課題検討)
	2月	庁内策定委員会・専門部会 基本構想の作成作業	第4回 市民会議 (まちづくりの課題と施策の大綱について)
	3月		第5回 市民会議 (部会・座長決定)
	4月		
	5月	基本構想に係る庁内調整会議 (各部別) 基本計画の作成作業	第6回 市民会議 (市内視察)
	6月		
	7月		
	8月	基本計画の各課配布・意見聴取	
	9月	基本計画に係る庁内調整会議 (各課別)	
	10月		
	11月	庁内策定委員会・専門部会	第7回 市民会議 (基本構想について) 第8回 市民会議 (基本構想について)
	12月	第1回 振興計画審議会 (諮問・基本構想について)	4部会別会議 (基本計画について) 第9回 市民会議 (基本計画について)
平成 23年	1月	第2回 振興計画審議会 (基本構想について)	第10回 市民会議 (基本計画について)
		第3回 振興計画審議会 (基本構想・基本計画について)	
		第4回 振興計画審議会 (基本計画について)	
		第5回 振興計画審議会 (基本計画について)	
	2月	庁内策定委員会・専門部会	市民・行政合同会議
3月	第6回 振興計画審議会 (答申) 議決		
		第4次豊見城総合計画策定	

(1) 市民会議の概要

開催回数	実施日時及び会議の概要等
第1回 ※行政との 合同会議	平成21年11月24日（火）15：00～16：50 場所：豊見城市役所 4階保健センター 内容：基調講演『総合計画について～地域活性化の視点から～』（沖縄国際大学大城保教授） 総合計画策定に向けた取り組みの確認（事務局より）
第2回	平成21年12月16日（水）15：00～17：10 場所：豊見城市役所 3階第1会議室 内容：市民会議会員認定証交付、総合計画についての勉強会、メンバー自己紹介
第3回	平成22年1月27日（水）15：00～17：00 場所：豊見城市役所 3階第1会議室 内容：市民アンケート調査結果の概要について（説明及び意見交換） 総括：アンケート結果により得られた市民の満足度を分析したうえで、まちづくりを進めていかなければならない。
第4回	平成22年2月24日（水）15：00～17：00 場所：豊見城市役所 3階第1会議室 内容：施策評価の結果と市民意識の比較、まちづくりの課題と施策の方向性について 総括：市民と行政間に評価の乖離があり、これを埋めていくためにも行政と市民、地域の連携による協働のまちづくりが必要である。
第5回	平成22年3月17日（水）15：00～17：00 場所：豊見城市役所 3階第1会議室 内容：市民会議の座長及び副座長の選出、各部会の設定
第6回	平成22年5月12日（水）13：30～17：00 場所：市内各所 内容：市の実態を把握するため、市内各地を視察 視察地：おもととよみの杜、市道26号線、上田小学校、中心市街地地区、瀬長島（ウーヅ染め協働組合、温泉開発計画地）、豊崎美らSUNビーチ
第7回	平成22年11月12日（金）17：00～19：00 場所：豊見城市役所 3階第1会議室 内容：事務局より基本構想素案提示・説明、意見交換 総括：市民が「豊見城が好き」と愛着を持てるようなまちにしていく。そのために、基本構想においてその筋道を示し、市民と行政が信頼関係を築きあげていかなければならない。
第8回	平成22年11月25日（木）19：00～21：00 場所：豊見城市役所 6階多目的ホール 内容：第7回における議論を受けての修正、追加議論 総括：市民が親しみやすく、また豊見城の目指す方向や豊見城らしさを感じられる基本構想とする。
第9回	平成22年12月22日（水）15：00～17：00 場所：豊見城市役所 4階保健センター 内容：事前実施した各部会における基本計画素案についての議論発表、全体議論 総括：どの施策においても、人を中心にすえたまちづくりが必要である。また、今後の豊見城を考えるにあたっては、中心市街地のあり方も重要な事項である。
第10回	平成23年1月17日（水）15：00～17：00 場所：豊見城市役所 6階多目的ホール 内容：豊見城市の中心市街地のあり方について意見交換 総括：市民がわくわくできるまち、誰もが歩くことができるユニバーサルデザインのまち等、中心市街地には様々な可能性があり、市民とともに今後も考えていく必要がある。
第11回 ※行政との 合同会議	平成23年1月26日（水）19：00～21：00 場所：豊見城市役所 6階多目的ホール 内容：職員を交え、基本計画の各分野毎についての議論 総括：各施策を充実させ、また連携させながら市民ニーズに応え、今後豊見城らしさを確立させていかなければならない。

※上記以外にも、各部会独自の勉強会や他自治体の視察等が行われました

(2) 振興計画審議会の概要

開催回数	日時	会の概要
第1回	平成22年12月24日(金) 16:00~17:40	・諮問、委嘱状交付 ・策定経過及び構想素案内容確認 主な論点 市民と行政の意識の乖離
第2回	平成23年1月12日(木) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 主な論点 理念と将来像のあり方、施策大綱
第3回	平成23年1月19日(水) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 ひとや地域づくりのあり方
第4回	平成23年1月25日(火) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 市のテーマ、各種施策について
第5回	平成23年2月2日(水) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 目標人口の設定、答申案調整
答申	平成23年2月4日(金) 15:00~17:00	・振興計画審議会会長より市長への答申

3 第4次総合計画策定方針

庁議決定 平成21年6月5日

第4次豊見城市総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市における総合計画は、第1次総合計画（昭和53年～昭和62年）より始まり、その基本構想のなかで「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」を将来像とし、豊見城団地の造成等による急激な人口増や都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく施策を展開した。

第2次総合計画（平成元年～平成12年）においては、「緑豊かな近代都市・豊見城」を将来像とし、道路等の都市基盤の整備や豊崎地先の埋立を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また市への昇格を目指した。

そして第3次総合計画（平成13年～平成22年）においては、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展を図るため、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」を将来像として掲げ、平成14年度においては永年の懸案であった市制を施行するに至った。

その間、地方公共団体を取り巻く環境は大きな変動を見せており、少子高齢化社会の到来と人口の減少、地方から大都市への人口流出、温暖化等に代表される環境問題等が社会問題として取り沙汰されている。また、百年に一度とも言われる世界的金融危機に端を発した景気後退や急増する社会保障経費の増などにより、国や地方の財政状況は今後も決して楽観視はできない状況にある。更に、地方分権一括法による国と地方の関係の根幹に関わる改革が推進されるなかで、地方自治体においては、行政は行政でなければ対応し得ない領域に重点的に対応し、かつ市民や民間組織等との協働・連携することで公共サービスの充実を図る、多元的な主体により担われる「新しい公共空間」を形成することで、新たな課題に的確に対応できる地方自治・行財政基盤を確立することが求められているところである。

豊見城はこれまで第1次から第3次の総合計画に基づいた諸施策を展開し、各種住民サービスの向上、生活環境や産業基盤の整備を図ることでより住みよい特色ある豊見城を目指してきたが、今般第3次総合計画期間の終了を迎えるにあたり、今後の市の更なる発展を図るべく、内外の変化や豊見城の魅力、成長の材料を的確に捉え、市の自己決定と自己責任の下に行政運営の方向性を明確にし、また目標を達成するための施策を体系的に構築し、それらの施策を計画的に推進するため、市の最上位計画となる「第4次豊見城市総合計画」を策定する。

2. 総合計画の名称等

(1) 名称

第4次豊見城市総合計画

(2) 構成

当該計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

①基本構想

本市の将来像を描き、地域づくりの基本理念と目標を定めるとともに、これを実現するための施策の大綱を明らかにする。

②基本計画

基本構想に描かれた将来像及び目標を具体化するための基本的施策や手段などを総合的・体系的に組み立てたものである。

③実施計画

基本計画で定められた施策をさらに具体化、補足するもので、施策や事業の実施を担保し、毎年度の予算編成の指針を示したものである。

(3) 計画の期間

基本構想は2011年度(平成23年度)を初年度とし、2020年度(平成32年度)を目標年度とする。基本計画は前期5年、後期5年で区切り、5年毎にローリングを行う。実施計画は計画期間を3年とし、毎年度ローリングを行う。

3. 策定の基本方針

(1) 社会情勢や環境の変化への対応

社会情勢や環境の変化を的確に把握するとともに、今後予想される行政課題や市民の要望を的確に把握し、様々な角度から十分に検討することで、各分野の施策が有機的に連携し一体となって総合的に行政効果が発揮できる計画の策定を図る。

(2) 実効性の確保

現在の行財政の状況を踏まえたうえで、実現可能な計画の策定を図る。ただし、策定にあたっては各施策の必要性や緊急性についても考慮し、無駄のない経費で最大の効果を発揮できる市民サービスについて検討し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を目指す。

(3) 活用性の確保

目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、各施策について明確な指標を設定し、施策の進捗状況の管理及び評価への活用を行う。またそれらの結果を公表することで、市民との将来目標及び目標達成状況に係る情報共有ツールとしての活用が可能となる。

(4) 地域特性の反映

本市が有する自然的条件、歴史的条件及び社会的条件等諸条件をふまえ、その特性を活かした自主性のある計画を策定する。

(5) 市民参加と職員参加

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、策定作業内容の公表やパブリックコメントの実施、市民委員会の設置等により多くの市民の意見が計画に反映できるよう努める。また、計画の実効性・実現性をより高めるため、各施策のスペシャリストである職員の参加推進を図り、全庁体制で策定作業に取り組んでいく。

4. 将来像

本市は、第3次総合計画において『みどり豊かな健康文化都市・豊見城』を将来像として掲げ、都市と農村、自然が調和した共存・共生による活力ある地域構造への変革、また健康な人・地域・地球を目指しまちづくりを推進してきたところである。

第4次総合計画の将来像については、第3次総合計画に基づき取り組んだ行政運営について振り返り分析・評価を行い、その結果を確認したうえで検討を行っていく。

5. 策定の体制

計画策定の体制については、それぞれの役割を下記のとおりとする。

(1) 豊見城市総合計画策定委員会

総合計画策定に係る庁内における最上位の意思決定機関。部長級職員等により構成する。

(2) 豊見城市総合計画策定専門部会

課長及び係長級職員等により構成し、各分野における具体的施策等について検討を行う。

(3) 豊見城市振興計画審議会

市民代表や有識者等により構成し、市長からの諮問を受け、総合計画案について審議を行う。

(4) 豊見城市市民会議

公募市民、有識者等により構成し、計画の策定について市民視点での議論を行う。

(5) 事務局

市企画部企画調整課に設置し、策定事務に係る庶務、統括等を担当する。

(6) コンサルタント事業所

民間事業所への委託により、総合計画策定支援業務を実施する。

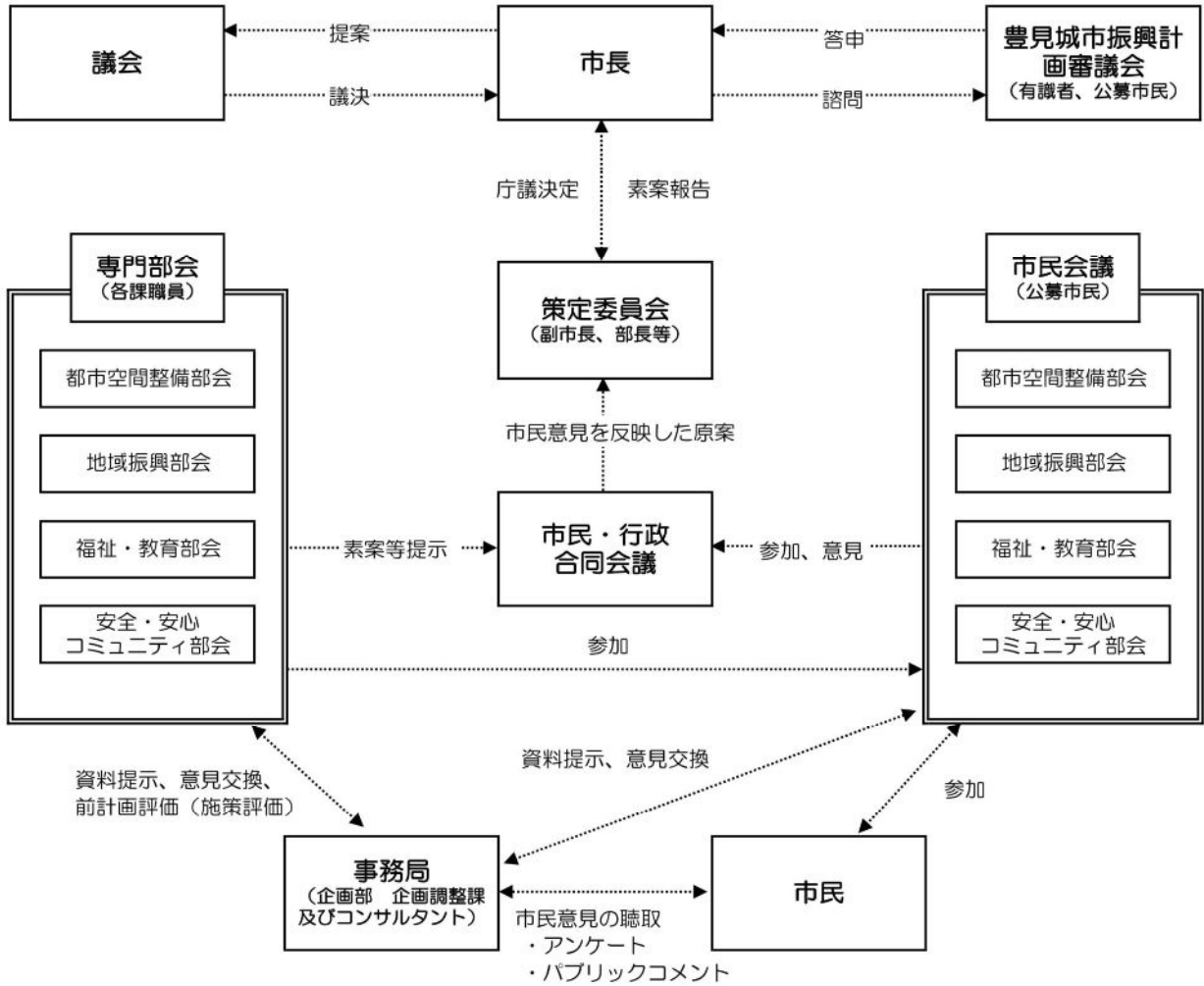
6. 計画の対象区域

計画の対象区域については、豊見城市全域とする。ただし、必要な事項については、広域的な配慮を行うものとする。

7. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第4次豊見城市総合計画策定機構図



4 市民会議名簿

敬称略

都市空間整備部会	大田 正樹	部会長
	大城 智	
	大城 文彦	
	片山 芳夫	
	新里 司	
地域振興部会	赤嶺 秀義	部会長
	上地 五十八	
	大城 英隆	
	金城 利弘	
	勢力 辰夫	
	名嘉原 勉	
福祉・教育部会	山本 恭平	
	外間 喬	部会長
	座安 雄照	
	島袋 大	
	渡慶次 祐	
	西島 美佐枝	
	比嘉 豊	
安全・安心 コミュニティ部会	平田 千春	
	金城 克治	部会長
	赤嶺 睦夫	
	安慶名 雅明	
	奥濱 真一	
	玉城 光蔵	市民会議座長
	仲原 崇夫	
比嘉 幸治		

5 振興計画審議会名簿

敬称略

委員長	洲鎌 孝	OKINAWA型産業振興プロジェクト クラスターマネージャー
副委員長	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
委員	大城 保	沖縄国際大学教授 地域産業研究科長
委員	嘉数 康雄	J Aおきなわ 豊見城支店長
委員	喜納 政仁	市商工会 会長
委員	座安 清一	市社会福祉協議会 副会長
委員	津森 義弘	市自治会長会 会長
委員	當銘 千鶴	市婦人会 会長
委員	浅倉 孝	公募委員
委員	勢力 辰夫	公募委員

6 振興計画審議会に関する規則

○豊見城市振興計画審議会規則

(平成 16 年 12 月 28 日規則第 24 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)第 3 条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

[豊見城市附属機関の設置に関する条例第 3 条]

(担当事務)

第 2 条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)の施行の日から施行する。

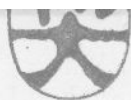
附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

7 振興計画審議会への諮問文



豊企企第472号
平成22年12月24日

豊見城市振興計画審議会委員長 殿

豊見城市長 宜保晴 毅



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

諮問事項： 第4次豊見城市総合計画の策定について

8 振興計画審議会からの答申文



豊振審第5号
平成23年2月4日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市振興計画審議会
委員長 洲鎌孝



第4次豊見城市総合計画について（答申）

平成22年12月24日付、豊企企第472号により諮問のあった「第4次豊見城市総合計画」について、慎重に審議した結果別添のとおり結論を得たので答申します。
なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について充分ご配慮いただきたい。

記

1. 第4次総合計画期間において特に重要視している、「人づくり」や「地域づくり」による市民福祉の向上を図る視点から、豊見城市の若さと著しい成長力を活かしたベンチャー的、かつ、独創的・革新的な発想と創意工夫による「自律」したまちづくりに取り組んでいただきたい。
2. 市民と行政、その他多様な主体が、自らの役割と責務を自覚しながら行動し、協力し合うことで協働のまちづくりに努めていただきたい。その際、まちづくりに関わるすべての主体が、共通認識を構築し実践するためのツールとして本計画書を活用していただきたい。
3. 計画の実効性を確保するため、第三者評価システムの構築に努められたい。